

新 旧 対 照 表

新	旧
高知県小規模林業アドバイザー派遣等事業費補助金交付要綱	高知県小規模林業アドバイザー派遣等事業費補助金交付要綱
第1条から第10条 略	第1条から第10条 略
附 則	附 則
1 この要綱は、平成27年6月23日から施行する。	1 この要綱は、平成27年6月23日から施行する。
2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第1項、第2号及び第5号から第7号まで並びに同条第2項、第7条第3項並びに第9条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。	2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第1項、第2号及び第5号から第7号まで並びに同条第2項、第7条第3項並びに第9条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
附 則	附 則
この要綱は、平成28年4月22日から施行する。	この要綱は、平成28年4月22日から施行する。
附 則	附 則
この要綱は、平成29年3月17日から施行する。	この要綱は、平成29年3月17日から施行する。
附 則	附 則
この要綱は、平成30年2月23日から施行する。	この要綱は、平成30年3月23日から施行する。
附 則	附 則
この要綱は、平成31年3月18日から施行する。	この要綱は、平成31年3月18日から施行する。
附 則	附 則
この要綱は、令和2年3月23日から施行する。	この要綱は、令和2年3月23日から施行する。
附 則	附 則
この要綱は、令和3年3月22日から施行する。	この要綱は、令和3年3月22日から施行する。
附 則	附 則
この要綱は、令和4年3月23日から施行する。	この要綱は、令和4年3月23日から施行する。
附 則	附 則
この要綱は、令和5年3月23日から施行する。	この要綱は、令和5年3月23日から施行する。
<u>附 則</u>	<u>(新規)</u>
<u>この要綱は、令和7年3月24日から施行する。</u>	

別表第1（第3条関係）

事業区分	事業内容	補助対象経費	補助率	補助条件	補助事業者	事業主体
(1) アドバイザー派遣事業	アドバイザーの派遣による現場指導の実施（他の補助金等の支援対象となるものへの指導を除く（地域おこし協力隊の現役隊員等）。）	アドバイザー（現場指導を行うための知識及び経験を有する者）への報償費及び旅費	定額	アドバイザー報償費の上限は1日当たり24,000円、宿泊料の上限は11,000円、交通費の上限は9,000円とする。 なお、1人当たりの上限日数は、最大3日間とし、1人につき年1回限りとする。 また、通算で3年間しか利用できないものとする。	林材業労働災害防止協会高知県支部	林材業労働災害防止協会高知県支部
(2) 先進地現地研修支援事業	先進地現地研修による現場指導の実施（他の補助金等の支援対象となるものへの指導を除く（地域おこし協力隊の現役隊員等）。）	アドバイザー（現場指導を行うための知識及び経験を有する者）への報償費	定額	アドバイザー報償費の上限は1日当たり24,000円とする。 なお、1人当たりの上限日数は、最大3日間とする。 また、通算で3年間しか利用できないものとする。		

別表第1（第3条関係）

事業区分	事業内容	補助対象経費	補助率	補助条件	補助事業者	事業主体
(1) アドバイザー派遣事業	アドバイザーの派遣による現場指導の実施（他の補助金等の支援対象となるものへの指導を除く（地域おこし協力隊の現役隊員等）。）	アドバイザー（現場指導を行うための知識及び経験を有する者）への報償費及び旅費	定額	アドバイザー報償費の上限は1日当たり24,000円、宿泊料の上限は7,300円、交通費の上限は9,000円とする。 なお、1人当たりの上限日数は、最大3日間とし、1人につき年1回限りとする。 また、通算で3年間しか利用できないものとする。	林材業労働災害防止協会高知県支部	林材業労働災害防止協会高知県支部
(2) 先進地現地研修支援事業	先進地現地研修による現場指導の実施（他の補助金等の支援対象となるものへの指導を除く（地域おこし協力隊の現役隊員等）。）	アドバイザー（現場指導を行うための知識及び経験を有する者）への報償費	定額	アドバイザー報償費の上限は1日当たり24,000円とする。 なお、1人当たりの上限日数は、最大3日間とする。 また、通算で3年間しか利用できないものとする。		

<p>(3) 安全装備導入促進事業（新規参入支援）</p>	<p>労働災害防止対策のための安全装備等の導入に対する助成</p>	<p>特別教育（（小型）車両系建設機械特別教育、走行集材機械運転業務特別教育、（簡易）架線集材装置等運転業務特別教育）を全て受講した研修生に対する次に掲げる安全装備等の購入費 ア 保安帽 イ イヤーマフ ウ フェイスガード エ 防振手袋 オ チェーンソー防護衣（ズボン、チャップス、ジャケット等） カ 先芯入り滑り止め付き作業靴等</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>安全装備等購入費の上限は1人当たり4万円とする。 なお、当該年度に研修のうち一つ以上を受講していること。ただし、過去に受講した研修の重複受講は認めないものとする。</p>		<p>高知県小規模林業推進協議会の会員（他の補助金等の支援対象となるものを除く（地域おこし協力隊の現役隊員等））。</p>	<p>(3) 安全装備導入促進事業（新規参入支援）</p>	<p>労働災害防止対策のための安全装備等の導入に対する助成</p>	<p>特別教育（（小型）車両系建設機械特別教育、走行集材機械運転業務特別教育、（簡易）架線集材装置等運転業務特別教育）を全て受講した研修生に対する次に掲げる安全装備等の購入費 ア 保安帽 イ イヤーマフ ウ フェイスガード エ 防振手袋 オ チェーンソー防護衣（ズボン、チャップス、ジャケット等） カ 先芯入り滑り止め付き作業靴等</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>安全装備等購入費の上限は1人当たり4万円とする。 なお、当該年度に研修のうち一つ以上を受講していること。ただし、過去に受講した研修の重複受講は認めないものとする。</p>		<p>高知県小規模林業推進協議会の会員（他の補助金等の支援対象となるものを除く（地域おこし協力隊の現役隊員等））。</p>
<p>(4) 安全装備導入促進事業（継続活動支援）</p>	<p>労働災害防止対策のための安全装備等の導入に対する助成</p>	<p>小規模林業の活動を継続して行っている方に対する次に掲げる安全装備等の購入費 ア 保安帽 イ イヤーマフ ウ フェイスガード エ 防振手袋 オ チェーンソー防護衣（ズボン、チャップス、ジャケット等） カ 先芯入り滑り止め付き作業靴等</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>前年度に60日/年以上の<u>林業就業日数</u>があること。 安全装備等購入費の上限は1人当たり4万円とする。 また、2年連続での利用はできないものとする。</p>			<p>(4) 安全装備導入促進事業（継続活動支援）</p>	<p>労働災害防止対策のための安全装備等の導入に対する助成</p>	<p>小規模林業の活動を継続して行っている方に対する次に掲げる安全装備等の購入費 ア 保安帽 イ イヤーマフ ウ フェイスガード エ 防振手袋 オ チェーンソー防護衣（ズボン、チャップス、ジャケット等） カ 先芯入り滑り止め付き作業靴等</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>前年度に60日/年以上の<u>搬出材積</u>があること。 安全装備等購入費の上限は1人当たり4万円とする。 また、2年連続での利用はできないものとし、<u>通算で3回しか利用できないものとする。</u></p>		
<p>(5) 傷害総合保険加入促進事業</p>	<p>傷害総合保険加入に要する掛金に対する助成</p>	<p>傷害総合保険加入に要する掛金</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>前年度に60日/年以上の<u>林業就業日数</u>があること。 掛金の上限は1人当たり27,000円とする。</p>			<p>(5) 傷害総合保険加入促進事業</p>	<p>傷害総合保険加入に要する掛金に対する助成</p>	<p>傷害総合保険加入に要する掛金</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>前年度に60日/年以上の<u>搬出材積</u>があること。 掛金の上限は1人当たり27,000円とする。 <u>また、通算で3年間しか利用できないものとする。</u></p>		

(6) 蜂刺され対策促進事業	蜂刺され対策に要する経費に対する助成	次に掲げる費用のうち医療機関に支払う経費 ア 蜂アレルギー血液検査 イ 処方登録受託医師診察料及び自己注射管理指導料 ウ 自動注射器購入費等次に掲げる用具の購入費 ア 毒液吸い出し救急用具等 イ スズメバチ忌避剤	2分の1以内	前年度に60日/年以上の <u>林業就業日数</u> があること。 1人当たりの自動注射器購入は1個とし、その上限額は1万円とする。		(6) 蜂刺され対策促進事業	蜂刺され対策に要する経費に対する助成	次に掲げる費用のうち医療機関に支払う経費 ア 蜂アレルギー血液検査 イ 処方登録受託医師診察料及び自己注射管理指導料 ウ 自動注射器購入費等次に掲げる用具の購入費 ア 毒液吸い出し救急用具等 イ スズメバチ忌避剤	2分の1以内	前年度に60m3/年以上の <u>搬出材種</u> があること。 1人当たりの自動注射器購入は1個とし、その上限額は1万円とする。 <u>また、通算で3年間しか利用できないものとする。</u>	
(7) 実践現場安全点検パトロール事業	安全指導員の巡回による労働安全衛生の指導	安全指導員（林材業労働災害防止協会高知県支部により、安全指導員として認められた者）派遣に要する報償費及び旅費	定額	安全指導員報償費の上限は1日当たり17,000円とする。	林材業労働災害防止協会高知県支部	(7) 実践現場安全点検パトロール事業	安全指導員の巡回による労働安全衛生の指導	安全指導員（林材業労働災害防止協会高知県支部により、安全指導員として認められた者）派遣に要する報償費及び旅費	定額	安全指導員報償費の上限は1日当たり17,000円とする。	林材業労働災害防止協会高知県支部
(8) 附帯事務費	上記を実施するために必要な事務経費に対する補助	人件費、旅費、需用費、役務費並びに使用料及び賃借料	定額			(8) 附帯事務費	上記を実施するために必要な事務経費に対する補助	人件費、旅費、需用費、役務費並びに使用料及び賃借料	定額		

別表第2 略

別記第1号様式 略

別紙1～別紙3 略

第2号様式～第6号様式 略

別表第2 略

別記第1号様式 略

別紙1～別紙3 略

第2号様式～第6号様式 略